

八幡平市地域公共交通活性化協議会
平成 30 年度第 2 回会議

日時：平成 31 年 2 月 7 日(木) 午前 10 時

場所：八幡平市役所 多目的ホール棟大ホール

次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 協議

協議 1 地域内幹線交通の本格運行について

協議 2 田山地域コミュニティバスの本格運行について

4 その他

① 八幡平市コミュニティバス時刻表の作成について

② 岩手山サービスエリアの交通結節点・乗り継ぎ拠点化に関する調査事業
の実施について

5 閉会

八幡平市地域公共交通活性化協議会委員名簿(任期:平成29年4月1日～平成31年3月31日)

	役職	所属	職名	氏名
1	会長	八幡平市	市長	田村 正彦
2	副会長	八幡平市	副市長	岡田 久
3	委員	東北運輸局岩手運輸支局	首席運輸企画専門官(輸送監査部門)	吉川 博幸
4	委員	東北運輸局岩手運輸支局	首席運輸企画専門官(企画調整部門)	宗像 次夫
5	委員	盛岡広域振興局経営企画部	企画推進課長	早坂 寛
6	委員	盛岡広域振興局土木部岩手土木センター	工務課長	菊池 謙二
7	委員	岩手県公安委員会	岩手県警察本部交通部交通規制課長	板垣 則彦
8	委員	岩手警察署	交通課長	田中 慎也
9	委員	八幡平市	建設課長	関本 英好
10	委員	岩手県バス協会	専務理事	伊藤 純
11	委員	岩手県タクシー協会	専務理事	佐藤 利樹
12	委員	岩手県交通運輸産業労働組合協議会	岩手県交通労働組合副委員長	工藤 賢樹
13	監事	岩手県北自動車(株)	営業本部乗合事業部長	藤原 昌広
14	委員	JRバス東北(株)二戸営業所	所長	山本 一広
15	委員	東日本旅客鉄道(株)大更駅	盛岡支社総務部企画室副課長	若狭 靖徳
16	委員	八幡平市タクシー事業者代表	西根観光タクシー(株)取締役	山口 智
17	監事	寺田地域振興協議会	会長	畠山 城司
18	委員	松尾地区地域振興協議会	会員	佐々木 清
19	委員	田山地域振興協議会	副会長	三浦 勲
20	委員	岩手西北医師会	参与	及川 忠人
21	委員	八幡平市観光協会	専務理事	高橋 時夫
22	委員	八幡平市商工会	会長	高橋 富一
23	委員	八幡平市PTA連絡協議会	理事(松野小学校PTA会長)	工藤 直子
24	委員	八幡平市老人クラブ連合会	副会長	長坂 祐一
25	委員	八幡平市婦人会連絡協議会	副会長	工藤 和子
26	委員	岩手県立大学	総合政策学部 准教授	宇佐美 誠史

協議 1 地域内幹線交通の本格運行について

火曜日と金曜日の週 2 回運行で、平成 31 年 3 月 31 日まで実施している地域内幹線交通の試験運行について、平成 31 年 4 月 1 日から本格運行として運行継続する。

○時刻表

	バス停	上り	下り
田山エリア	兄畑駅前	9 : 00	13 : 33
	佐比内	9 : 05	13 : 28
	田山駅	9 : 15	13 : 18
	田山郵便局	9 : 16	13 : 17
	矢神入口	9 : 17	13 : 16
	田山診療所	9 : 18	13 : 15
	姥子石公民館	9 : 19	13 : 14
	みなくる前	9 : 20	13 : 13
荒沢エリア	戸沢直売所	9 : 24	13 : 09
	戸沢公民館	9 : 25	13 : 08
	岩舟	9 : 27	13 : 06
	目名市公民館	9 : 28	13 : 05
	吉村商店前	9 : 29	13 : 04
	小柳田 JR バス停	9 : 31	13 : 02
	保土沢 JR バス停	9 : 32	13 : 01
	安代小学校	9 : 33	13 : 00
	清水 JR バス停	9 : 34	12 : 59
	よりあい処	9 : 35	12 : 58
	民宿あみん	9 : 37	12 : 56
	橋本アパート	9 : 38	12 : 55
	味噌茶屋前	9 : 39	12 : 54
	小屋の畑駅前	9 : 41	12 : 52
	松木田公民館	9 : 42	12 : 51
	扇畑入口	9 : 44	12 : 49
	寄木 (畑分園)	9 : 45	12 : 48
赤坂田駅前	9 : 46	12 : 47	
民宿たちばな前	9 : 48	12 : 45	
西根・松尾 エリア	松尾八幡平駅前	10 : 01	12 : 32
	北森駅	10 : 05	12 : 28
	平舘クリニック	10 : 08	12 : 25
	平舘本町	10 : 10	12 : 23
	根別橋	10 : 14	12 : 19
	大更上町 (森整形外科前)	10 : 17	12 : 16
	西根病院	10 : 18	12 : 15

※路線距離 48.5 キロメートル (所要時間 : 実車 1 時間 18 分)

○運行

火曜日と金曜日の週 2 回の運行とする。

○運賃

運行路線を「西根・松尾エリア」、「荒沢エリア」、「田山エリア」の 3 エリアに分け、同一エリア内の乗降：100 円、2 エリアを渡る乗降：300 円、3 エリアを渡る乗降：500 円とする。

○運休日

祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日は運休する。

○参考

平成 31 年 3 月ダイヤ改正後 J R 花輪線のダイヤ（抜粋）

[上り]

駅	時刻						
兄畑	5 : 55		7 : 50	11 : 44	14 : 52	17 : 38	20 : 18
田山	6 : 03		7 : 58	11 : 53	15 : 00	17 : 46	20 : 26
荒屋新町	6 : 20	6 : 59	8 : 20	12 : 08	15 : 14	18 : 00	20 : 41
大更	6 : 59	7 : 39	9 : 01	12 : 48	15 : 53	18 : 43	21 : 20

[下り]

駅	時刻						
大更	5 : 43	7 : 40	13 : 16	16 : 02	18 : 42	20 : 00	21 : 22
荒屋新町	6 : 20	8 : 18	13 : 53	16 : 40	19 : 19	20 : 42	21 : 59
田山	6 : 34	8 : 32	14 : 07	16 : 53	19 : 33	20 : 56	
兄畑	6 : 42	8 : 40	14 : 15	17 : 01	19 : 41	21 : 04	

J R 花輪線の区間距離 46.8 キロメートル

※ J R 花輪線の運賃（起点＝上段：大更駅、下段：兄畑駅）

駅	大更	平館	北森	松尾 八幡平	安比 高原	赤坂田	小屋 の畑	荒屋 新町	田山	兄畑
運賃	0	190	190	210	320	410	500	580	760	970
	970	840	760	760	580	500	410	320	210	0

協議 2 田山地域コミュニティバスの本格運行について

平成 31 年 3 月 31 日まで実施している田山地域におけるコミュニティバスの試験運行について、次のとおり見直しを行い、平成 31 年 4 月 1 日から本格運行に移行する。

1 午前・路線バス

変更しない。

2 午後・予約バス

地域内で最も遠距離となる「舘市・兄畑・兄川地区」と他地区で重複して予約があると、運行時間に余裕がなくなるため、月曜日を「舘市・兄畑・兄川地区」の限定運行日とする。

3 駅まちバス

午後 3 時 30 分発の便について、J R 花輪線下り（田山駅発午後 3 時 23 分）の到着に合わせて設定していたものだが、利用がほとんどなく、また 3 月のダイヤ改正により当該ダイヤの運行便が、田山駅発午後 4 時 53 分へと大幅に変更となり、コミュニティバスでの対応は難しくなることから、当該便は廃止する。

午後 2 時 55 分発の便については、3 月の J R 花輪線ダイヤ改正により、J R 花輪線上り田山駅発午後 2 時 54 分が午後 3 時へと変更されることから、当該便を午後 3 時発へと時刻変更する。

八幡平市地域公共交通活性化協議会設置要綱

平成27年2月4日告示第6号
改正 平成28年3月28日告示第60号

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画(以下「形成計画」という。)の作成に関する協議及び形成計画の実施に係る連絡調整を行うため、八幡平市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査及び協議を行うものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 形成計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) 形成計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 形成計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (6) 前5号に掲げるもののほか協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(委員)

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる者をもって構成し、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から2年間とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 協議会は、必要に応じて第1項に規定する委員以外の者の出席を求めることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は市長を、副会長は副市長をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、必要に応じ随時に開催することができる。

3 会議の議決の方法は、多数決とし、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会議は、原則公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

(協議結果の尊重義務)

第6条 協議会において協議が整った事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

(部会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(監事)

第8条 協議会に監事2人を置く。

2 監事は、第3条に定める構成員のうちから市長が任命する。

3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、地域振興課において処理する。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金等をもって充てる。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成27年2月4日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日告示第60号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

八幡平市長
八幡平市副市長
東北運輸局岩手運輸支局職員
盛岡広域振興局経営企画部職員
盛岡広域振興局土木部岩手土木センター職員
岩手県公安委員会代表
岩手警察署交通課職員
八幡平市建設課長
公益社団法人岩手県バス協会代表
一般社団法人岩手県タクシー協会代表
岩手県交通運輸産業労働組合協議会バス関係役員
岩手県北自動車株式会社代表
東日本旅客鉄道株式会社大更駅代表
ジェイアールバス東北株式会社二戸営業所代表
八幡平市タクシー事業者代表
西根地区地域振興協議会代表
松尾地区地域振興協議会代表
安代地区地域振興協議会代表
一般社団法人岩手西北医師会代表
一般社団法人八幡平市観光協会代表
八幡平市商工会代表
八幡平市PTA連絡協議会代表
八幡平市老人クラブ連合会代表
八幡平市婦人会連絡協議会代表
識見を有する者